

令和 6 年 6 月 1 日
令和 7 年 4 月 1 日一部改正

津山圏域定住自立圏 図書館相互利用事業
図書館電子書籍貸出サービス要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、津山圏域定住自立圏の形成に関する協定に基づく図書館相互利用事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 3 条第 3 号に基づき収集した電子書籍を貸出するサービス（以下「電子書籍貸出」という。）に関して要綱第 6 条の規定により必要な事項を定めるものとする。

(電子書籍の提供方法)

第 2 条 電子書籍貸出の利用者は、図書館相互利用事業の中心市である津山市が契約する事業者が構築する電子書籍配信サービスを通じ、利用者のスマートフォン、タブレット、パソコン等を用いて電子書籍の提供を受けるものとする。

2 要綱第 2 条第 1 号に存する図書館（以下「図書館」という。）は、電子書籍貸出の利用者に ID 及びパスワード（以下「ID 等」という。）を付与し、電子図書館サイトに利用登録を行う。

(提供の区分)

第 3 条 電子書籍の提供の区分は次のとおりとする。

- (1) 図書館が選定した電子書籍の貸出
- (2) 津山圏域定住自立圏内自治体が著作権を有する書籍及び著作権者等の許諾を受けた書籍をデジタル化した電子書籍の閲覧

(利用資格)

第 4 条 電子書籍貸出を利用できる者は、津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、同奈義町、久米郡久米南町、若しくは同美咲町に在住・在勤・在学する者とする。

(ID 等の取扱い)

第 5 条 ID 等は、貸出券 1 枚につき 1 つ付与とする。ただし学校等で利用する児童・生徒はこの限りではない。

2 ID 等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 利用者 ID は津山市立図書館登録者は、利用者カード番号のみとし、苫田郡鏡野町

登録者には「ka」、勝田郡勝央町図書館登録者には「s」、同奈義町立図書館登録者には「n」、久米郡久米南町図書館登録者には「ku」、同美咲町立図書館登録者には「m」をそれぞれ利用者カード番号の先頭に付設する。

(2) パスワードの初期値は、利用者の生年月日と西暦8桁の数字とし初回ログイン後に利用者自身に変更できるものとする。

(3) 利用者は、ID等を他人に譲渡又は貸与してはならない。

(4) 利用者は、ID等を紛失した場合は速やかに図書館に連絡しなければならない。

(5) 利用者の故意又は過失によりID等が利用者以外に使用され、損害が生じた場合は、当該利用者がその責めを負う。

(ID等の抹消)

第6条 利用者が次に掲げる事項に該当する場合は、ID等を抹消する。

(1) 故意にID等の交付を複数受けるなど、不正な手続きにより電子図書館を利用した場合。

(2) 津山圏域からの転出等により、第4条に規定する利用資格を喪失した場合。

(3) 利用者本人からの申し出があった場合。

(電子書籍の貸出及び閲覧)

第7条 電子書籍の貸出、貸出期間の延長並びに閲覧に係る点数等及び期間は、当分の間、以下のとおりとする。

内容	点数等	期間
第3条第1号で定める電子書籍の貸出	3点以内（著作権法上の許諾を要しない電子書籍を除く。）	2週間以内
貸出期間の延長	延長は1回のみとし、他の利用者からの予約がない場合に限り、貸出期間満了の3日前から手続を行うことができる。ただし、回数制限のあるコンテンツは延長することはできない。	<u>2週間以内</u>
第3条第2号で定める電子書籍の閲覧	無制限	無制限

(電子書籍の予約等)

第8条 利用者は、第3条第1号の電子書籍の貸出について、他の利用者が当該電子書籍を利用中である場合には、3点に限り、貸出の予約を行うことができる。

2 利用者は予約を行った電子書籍が貸出可能となったことをメールで通知を受け取ることができる。

3 予約を行った電子書籍は貸出可能日を起算日として3日間を取置期間とし取置期間を経過しても当該電子書籍の利用がない場合は、当該予約は取り消されたものとみなす。

4 電子書籍に係るリクエストは、受け付けない。

(通信料金の負担)

第9条 電子書籍貸出へ接続する際に発生する通信料については、全て利用者の負担とする。

(著作権法に関する禁止行為等)

第10条 何人も電子書籍貸出で提供される電子書籍を複製してはならない。

(業務の停止)

第11条 電子書籍貸出の利用に係る保守点検等、図書館が必要と認めた場合には、当該業務の全部又は一部を休止することができる。

(利用の停止)

第12条 電子書籍の利用に係る不正等により、図書館が利用することを不適當と認めた場合には、当該利用者の電子書籍貸出の利用を停止することができる。

(賠償責任)

第13条 電子書籍の貸出及び閲覧等の行為により生じた損害については、当該行為を行った者が賠償する責めを負うものとし、図書館は一切その責めを負わない。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 この要領は、令和6年7月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。